高教組分会長にお渡しください
（全職員配布）
静岡高教組FAX通信12
NO. 1201
◆ ２０１２年４月９日◆

人権にかかわる「校名公表」は許されない

～県監査委員と話し合い～

県監査委員は、高教組が昨年 12 月に提出していた「校名公表」に関する「見解と申し入れ」に対し 3 月 26 日文書による回答を寄せました。高教組は回答を検討し、それを元に質問書をまとめ、県監査委員に提出、4 月 4 日に話し合いの場を持ちました。富永久雄県代表監査委員と中塚治監査委員が対応し、高教組からは木藤委員長、絹村副委員長、深田書記長が出席しました。

富永代表委員は、最初に、「立場は違うが、健全な青少年に育ってほしいという思いから、本県の教育の有り様から、要望し、願いを込めて今回の措置をとらせて頂いた」と前置きして、以下具体的な回答、見解を述べました。

１．公表に至る経緯、理由等

当該校の予備監査をし、監査委員が県教委も立ち会いの上 1 日かけて直接監査を行った。件数の多さと翌年の事案、量と質の面から深刻と受け止めた。当該校のその後の取り組みは承知している。ほかにも「深刻な事態」に陥っている学校があり、放置できないと判断した。どこかで歯止めをかけなくてはとの危機感から「公表」に踏み切った。「窃盗の根絶」という公益を優先した。

２．生徒の「影響」について

インターネットでの誹謗、中傷は風評被害に似ている、それを発生させたことは残念。懸念した生徒の就職、進学に悪影響が出なかったことには安心している。生徒への「影響」は理解できる。個人的には立ち直ってくれるのではないかと思っている。

３．当該校への説明責任等について

謝罪しろとも受け止められるが、監査機関に出されているから、手続き・判断に誤りや瑕疵があった場合以外は、当該対象に経緯を説明したり、事情を聞くということはない。説明責任については必要ないと考えている。

４．二度目の「公表」見送りについて

「公表」以後、「窃盗の根絶」にむけ、対象校では具体的な取り組みがすすんだ。また県教委の対応も適切で、有効であった。地域、警察一体となった取り組みも行われ、協議会なども立ち上げた。生徒指導に特化した取り組みを始めたという点を評価して「非公表」とした。

５．今後の「校名公表」について

監査は原則公表。一律には公表しない、個別の判断。もろもろの状況を判断して非公表にするということも、適切に判断させていただく。

以上主な解答要旨です。話し合いは予定の 1 時間を越えて行われ、高教組は見解と申し入れに基づき意見を表明し、かかる事態を引き起こす「校名公表」は行わないこと、行政監査の名のもと安易な教育への介入は行わないことを改めて強く申し入れました。

5 日には記者会見を開き、各社に報告、報道を依頼しました。